

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は藤井産業株式会社と称し、英文では
F u j i i S a n g y o C o r p o r a t i o n と表示する。

第2条 (目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の販売、輸出入業、および賃貸、レンタル、リース業
 - (1) 電気工事材料、管工事材料、照明器具、電線・ケーブル
 - (2) 制御・受配電機器、計測機器、モーター、ポンプ
 - (3) 換気・送風機器、冷暖房・空調機器
 - (4) 半導体素子、電子部品、通信機器、防災機器、コンピュータ機器、電子映像機器
 - (5) 家庭電器品、健康機器、衛生用機器、厨房機器
 - (6) 受配電盤、受変電設備、蓄電池、発電機、太陽光発電装置
 - (7) 工作機械、建設機械、搬送機械、昇降機、自動車
 - (8) 建築外装材、建築内装材、土木資材、仮設建築資材
 - (9) 事務機器、書籍、玩具、文房具
 - (10) 宝石、貴金属、時計
 - (11) 産業用、工作用、建設土木用、輸送用、通信用、事務用、医療用、給電用、商業用等に供される機械、器具および設備等
2. 前号の物品の中古品の販売
3. 次の工事の請負ならびに関連する設計、施工、監理およびコンサルタント業
 - (1) 建築一式工事
 - (2) 土木一式工事
 - (3) 管工事
 - (4) 機械器具設置工事
 - (5) タイル・れんが・ブロック工事
 - (6) 板金工事
 - (7) 屋根工事
 - (8) 建具工事
 - (9) ガラス工事
 - (10) 電気通信工事
 - (11) 電気工事
 - (12) 水道施設工事
 - (13) 清掃施設工事
 - (14) 産業廃棄物処理施設工事
 - (15) 熱絶縁工事
 - (16) 内装仕上げ工事
4. 次のコンピュータに関連する事業
 - (1) ソフトウェアの開発および販売
 - (2) コンピュータによる計算業務の受託
 - (3) コンピュータ教室の経営、講習会の開催
5. クレーンの設計、製作、据付
6. 次の自然エネルギー等に関する事業
 - (1) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する業務
 - (2) 自然エネルギー等による発電設備の設置および保守管理業務ならびに保安管理業務
7. 電力の小売り事業
8. 労働者派遣事業
9. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理
10. 有価証券の保有および運用
11. 著作権、特許権、意匠権、実用新案権等の無体財産権の売買および賃貸借

-
- 1 2. 集金代行業務
 - 1 3. 各種情報処理・提供サービス
 - 1 4. 前各号に附帯関連する一切の業務
-

第3条 (本店の所在地)

当会社は本店を栃木県宇都宮市に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人
-

第5条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 削除

削除

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
-

第10条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
-

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
-

第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
-

第16条 (決議)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
-

第17条 (議決権の代理行使)

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
-

第18条 (員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。
② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第19条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。
② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 (任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名およびその他の役付取締役を選定することができる。

第22条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 [\(取締役会の決議の省略\)](#)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条 [\(取締役への重要な業務執行の決定の委任\)](#)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第26条 [\(取締役会規則\)](#)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条 [\(報酬等\)](#)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第28条 [\(取締役の責任免除\)](#)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第29条 (常勤の監査等委員)

監査等委員は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第30条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第31条 (監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第32条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第33条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第34条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

第35条 (会計監査人の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章 計算

第36条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第38条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

第39条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
② 未払配当金には利息をつけないものとする。

附則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第62期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第62期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第3条

現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、
現行定款第15条はなお効力を有する。
③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。